

◆特集 日本労働運動の劣化をいとおめる

戦後日本労働運動の発展と後退から学ぶ

労働大学学長 須藤 行彦



敗戦後の民主化で労働組合結成

民主化の5大改革、女性参政権の実現、労働者の団結権の保証、教育の民主化、秘密警察制度の廃止、経済機構の民主化が、GHQの指導の下に行われました。法的にも労働組合法、労働関係調整法、労働基準法が施行、1947年5月3日には日本国憲法により、労働者の権利、人権が保障されました。戦後たちにつくられた全国組織は、共産党系の「産別会議」と「友愛会」を源流とする「総同盟」でした。

47年2月の「2・1ゼネスト」は、官公労働者の賃上げ要求に端を発し、内閣打倒にまで高揚し、GHQは直ちに中止命令を発し挫折しました。

48年7月、政令201号により公務員の団体交渉権、ストライキ権が剥奪されましたが、それでも企業別組合という課題をもちながらも労働組合組織化が進み、49年には3万4688組合、665万人、組織率55・8

%に達しました。

民主主義をリードした社会党・総評ブロック

50年7月の総評結成は、共産党の政治主義的な押しつけに反対して提起した「組合民主主義の樹立」から出発しましたが、GHQの影響が見え隠れしていました。50年6月、朝鮮戦争勃発に対してアメリカのAFILCIO（アメリカ労働総同盟・産業別労働組合IIアメリカ合衆国労働組合のナショナルセンター）は、日本の再軍備を促進するよう総評に求めてきました。

一方、前後して始まったレッドパージにより、その数約1万2000人の活動家が排除され、基幹産業の電産、炭労、鉄鋼労組がその過半数を占め、職場抵抗闘争は壊滅的打撃を受けました。

51年、左派に主導された社会党第7回大会は、全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対を盛りこん

だ「平和四原則」の政治方針を決定しました。同年3月、総評第2回大会は、この「平和四原則」を支持し国際自由労連一括加盟案を否決しました。「ニワトリと思つて育ててきた卵からアヒルが生まれた」と言われる劇的な転換でした。いわゆる「社会党・総評ブロック」の形成です。

職場闘争を基本にした「組織綱領草案」

52年、総評の運動方針は、「職場闘争は組合活動の基礎である」として、職場組織と職場闘争を重要な柱にすえました。同年、労働法制改悪の動きに対し、炭労は63日間にわたる「労闘スト」の総括から「職場闘争の日常的な展開」の重要性を教訓化し、53年、三池の「英雄なき113日の闘い」で1841人の指名解雇を撤回させました。「幹部闘争から大衆闘争へ」とする大衆路線による職場闘争の展開でした。

58年、総評『組織綱領草案』は、「職場闘争は、組合員大衆が階級的に団結するための行動の基調であるだけでなく、組合活動の基礎の座を占める」と指摘し、三池の職場闘争を全職場に拡大することを意図していました。合理化の「本質」が搾取の強化であり、したがって日常の生産活動のなかにおいて、資本の鉄則として貫徹

されています。これに抗して三池では「五人組」「家族ぐるみ」を土台とする抵抗闘争、学習運動の積み上げこそが、これからの職場闘争の課題だと位置づけられ、安保反対闘争と連帯して歴史的な闘いに発展しました。総評は、総資本対総労働の闘いとして安保・三池闘争に全力を集中しました。

『草案』の廃棄、総評労働運動の後退

資本の狙いは、労働組合の幹部や活動家を「生産阻害者」と規定し、これを追放することによって組合そのものをつぶすのが真の狙いでした。闘争を收拾するにあたって提起された「政策転換闘争」は、職場闘争を放棄した対政府陳情運動へと流され、これらを過大に位置づける傾向が、いわゆる「構造改革論」です。

三池闘争後、「三池ですら反合理化闘争に敗北した」という敗北論と反合闘争回避論が拡がり、61年、三池闘争を「敗北」と断じて『組織綱領草案』を廃棄しました。労働組合主義と右翼的労働戦線統一、改良主義への流れを加速させました。

「春闘」全国的な統一闘争へ

一方、朝鮮戦争特需で日本独占資本が復活し、総資

◆特集 日本労働運動の劣化をいとおめる

本の参謀本部として55年に日本生産性本部がつくられました。政治的には、左右社会党の統一、保守合同による自由民主党の発足、いわゆる55年体制のスタートです。

55年、「春季賃上げ共闘会議」が発足され、世にいう八単産共闘であり、これが全国的な統一闘争「春闘」のスタートになりました。背景に、55年から70年まで続いた実質経済成長率10・6%という高度成長期がありました。

国家独占資本主義の破綻、新自由主義へ

アメリカ帝国主義の行き詰まりにより71年の金ドル交換停止、73年の変動相場制への移行により、戦後、世界資本主義の高度成長を維持してきた国家独占資本主義体制は、73年ブレトンウッズ体制の崩壊によりその機能を失ったのです。

支配階級は、市場原理を貫徹させるため、障害となる労働組合の存在そのものを否定し、社会保障、社会福祉を切り捨て、各種国営・公営企業の民営化を促進し、金融の自由化を進めました。

新自由主義への歴史的な大転換が、労働者思想の排除、労働者運動圧殺への攻撃として露^{あらわ}になりました。

資本の職場組織への反転攻勢

国民春闘と名打った74春闘では、狂乱物価のもと32・9%の賃上げを勝ち取りました。これに対し日経連は、「大幅賃上げ行方検討委員会」を組織し、「75年の賃上げは15%以内に、76年以降はひとケタ」のガイドラインを示し反撃に転じました。

75年、官公労働者のスト権奪還の闘いは、全国的な闘いとして11月26日より8日間、「スト権スト」として闘われました。総評の中核をなす国労に対し202億円の民事賠償訴訟等、国家的な集中攻撃がなされました。

この機をとらえて資本側は「職場秩序の再整備」に名をかりた能力主義管理により労働運動を内部から腐食させ、「命令と服従」「競争と差別」による職場支配の実現です。

総評解体、「連合」結成の意味するもの

79年以降、ストなし管理春闘へと押し込められ、80年、第二臨調、行革により国鉄改革関連法で87年4月1日、国鉄分割・民営化が強行実施されました。この間、国労が全国で起こした「不当労働行為に関する提訴や労働委員会への申し立て」をすべて取り下げることを求める当局側の攻撃を、こともあろうに総評はこれを受け入

れるように「指導」したのです。

国労本部も「労使共同宣言」で揺れ動きましたが、86年10月、修善寺での第50回臨時大会は、総評の指導を拒否し、反撃に転ずる決議をしました。

一方で「労働戦線の統一」への動きは民間労組を中心に本格化し、87年、全日本民間労働組合連合会が結成され、その流れは89年11月、総評解散、「連合」結成同時に「全労連」、12月には「全労協」結成へととなりました。

非正規労働者の拡大

85年のプラザ合意は、円高・ドル安を容認し、多国籍資本へと一気に情勢が変化しました。相対的貧困の問題が深刻化したのは、非正規労働者の活用による人件費削減策を提唱した95年の日経連の「新時代の日本の経営」です。さらに99年、派遣労働が、原則としてすべての業務で解禁されるなど、非正規雇用の大緩和がおこなわれました。結果、従来の日本型雇用形態は崩壊し、現在では非正規労働者が、就労者の約40%、2000万人以上にも達しています。非正規労働の実態は、最低賃金が国際的に見ても極めて低いため、フルタイムで働いても年収200万円に満たない「ワーキングプア」の

温床となっています。

一方で、成果主義賃金制度導入が拡大し、労働者運動が職場から排除され、競争と差別の職場支配が強化されました。労働組合組織率も16%にまで落ち込みました。

総括運動から新たな一歩を

反合理化闘争路線が後退した原因のひとつは、組織づくりの具体的・実践的行動指針が不足していたことです。青年部・女性部運動の軽視、平和運動には参加しない等々、この現象の経済的根源を理解する必要性です。

反合理化闘争の基調は、資本の非人間化に対する労働者の人間回復の闘いであり、階級的組織づくりにほかなりません。

戦後労働運動のなかで最も困難で不十分だったのが職場闘争であり、最も基本的な職場抵抗闘争を回避したところに反合理化闘争路線の後退の最大の原因がありました。

資本主義体制がつづく限り、労働者に対する搾取強化がつづきます。職場闘争こそ階級闘争の土台であることを再度確認し合い、学習と相互討論を大切にして問題意識を持った仲間を拡大、組織していく以外にありません。

(すどう ゆきひこ)